

不法行為法制の在り方に関する検討事項(1)
(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効制度)

第 1 現行法の規律

1 沿革

(1) 明治民法典から平成 29 年改正前まで

明治民法典は、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効について、第 724 条で、「不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ」と規定し、主観的起算点からの 3 年の短期消滅時効と、客観的起算点からの 20 年の権利行使期間を設けた。

平成 16 年法律第 147 号による改正で、第 724 条は、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」と改められたが、文語体が口語体となったにすぎず、実質的な内容の変更はされていない。

(2) 平成 29 年改正

平成 29 年法律第 44 号による改正（以下「平成 29 年改正」という。）でも、主観的起算点からの 3 年、客観的起算点からの 20 年という二重の権利行使期間は踏襲されたが、判例上¹、除斥期間を定めたものであるとされていた客観的起算点からの 20 年の権利行使期間について、消滅時効期間である旨が明示された。

また、第 724 条の特則として、第 724 条の 2 が設けられ、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の主観的起算点からの短期消滅時効期間が、3 年から 5 年に伸長された。

一方で、職業別の短期消滅時効制度及び商事消滅時効制度が廃止され、一般債権の原則的な消滅時効期間については、改正前の「権利を行使することができる時」から 10 年という規律に加えて、「権利を行使することができることを知った時」から 5 年という規律が設けられ（第 166 条第 1 項第 1 号）、かつ、人の生命又は身体を害する債務不履行による損害賠償請求権については、特則として、客観的起算点からの消滅時効期間が、10 年から 20 年に伸長された（第 167 条）。

平成 29 年改正後の一般債権と不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間は、以下のとおりとなる。

¹ 最判平成元年 12 月 21 日民集 43 卷 12 号 2209 頁

	短期消滅時効	長期消滅時効
一般債権	権利を行使することができることを知った時から 5 年間（第 166 条第 1 項第 1 号）	権利を行使することができるときから 10 年間（第 166 条第 1 項第 2 号）
人の生命又は身体を害する債務不履行による損害賠償請求権	権利を行使することができるときを知った時から 5 年間（第 166 条第 1 項第 1 号）	権利を行使することができるときから 20 年間（第 167 条）
不法行為による損害賠償請求権	被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間（第 724 条第 1 号）	不法行為の時から 20 年間（第 724 条第 2 号）
人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権	被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 5 年間（第 724 条の 2）	不法行為の時から 20 年間（第 724 条第 2 号）

2 制度趣旨

(1) 第 724 条

ア 第 724 条が主観的起算点からの 3 年の短期消滅時効を設けた趣旨については、学説上種々の議論があるが、代表的なものとしては、①不法行為から長期間経過後に損害賠償請求をされた加害者は、証拠の散逸により不法行為の成否や損害額について適切な反証をすることが困難であるから、加害者の立証上の困難を救済することにした、②3 年も経てば被害者の感情が沈静化するので、問題を蒸し返して紛糾を生じさせないようにした、③被害者からいついかなる請求を受けるかわからない不安定な加害者の立場に配慮した、④不法行為を知りながらこれを放置した者は、権利の上に眠る者として保護に値しないとするものなどがある²。

最判昭和 49 年 12 月 17 日民集 28 卷 10 号 2059 頁は、「民法七二四条が短期消滅時効を設けた趣旨は、不法行為に基づく法律関係が、通常、未知の当事者間に、予期しない偶然の事故に基づいて発生するものであるため、加害者は、損害賠償

² 酒井廣幸『〔民法改正対応版〕損害賠償請求における不法行為の時効』（新日本法規、2025 年）20～28 頁

の請求を受けるかどうか、いかなる範囲まで賠償義務を負うか等が不明である結果、極めて不安定な立場におかれるので、被害者において損害及び加害者を知りながら相当の期間内に権利行使に出ないときには、損害賠償請求権が時効にかかるものとして加害者を保護することにあると解される」と判示しており、調査官解説によれば、上記③の立場に立っているものと解される旨の説明がされている³。

また、短期消滅時効の起算点を主観的起算点としている趣旨について、最判平成 14 年 1 月 29 日民集 56 卷 1 号 218 頁は、「被害者が、損害の発生を現実に認識していない場合には、被害者が加害者に対して損害賠償請求に及ぶことを期待することができないが、このような場合にまで、被害者が損害の発生を容易に認識し得ることを理由に消滅時効の進行を認めることにすると、被害者は、自己に対する不法行為が存在する可能性のあることを知った時点において、自己の権利を消滅させないために、損害の発生の有無を調査せざるを得なくなるが、不法行為によって損害を被った者に対し、このような負担を課することは不当である。他方、損害の発生や加害者を現実に認識していれば、消滅時効の進行を認めても、被害者の権利を不当に侵害することにはならない」と判示している。

イ 一般債権の原則的な長期消滅時効期間が 10 年であるのに対して、不法行為による損害賠償請求権については 20 年とされている趣旨は、不法行為の場合には、被害者又はその法定代理人において損害及び加害者を知らず、事実上、請求権を行使し得ない時点から時効が進行するため、長期化の必要があるためであるとされている⁴。

(2) 第 724 条の 2

第 724 条の 2 が、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の特則として設けられた趣旨は、生命・身体等の人身損害がある場合には、被害者自身にとって早期の権利行使が困難であることが多いこと、生命・身体は重大な法益であるので、その侵害に対する損害賠償請求権の消滅時効期間は通常より長くてよいということにある⁵。

なお、単に精神的な苦痛を受けたという状態を超え、PTSDを発症するなど精神的機能の障害が認められる事案については、身体的機能の障害が認められる事案と区別すべき理由はなく、精神的機能の侵害による損害賠償請求権は、「身体の侵害による損害賠償請求権」に含まれるとされる⁶。

³ 柴田保幸「判解」最判解民事篇昭和 49 年度 144、145 頁

⁴ 加藤一郎編『注釈民法(19) 債権(10)』(有斐閣、1965 年) 376、377 頁〔植林弘〕

⁵ 大塚直編『新注釈民法(16) 債権(9)』(有斐閣、2022 年) 615 頁〔松本克美〕

⁶ 筒井健夫・村松秀樹編『一問一答 民法(債権関係) 改正』(商事法務、2018 年) 61、62 頁

第2 外国法制

以下は、諸外国における消滅時効制度について、事務局担当者において文献を調査してまとめたものである。主要国の制度を全て網羅するものではなく、また、近時の法改正が反映されていない可能性があることなどに留意する必要がある。

1 ドイツ

- (1) ドイツでは、2002 年から施行された債務法の現代化に関する法律により、時効制度が改められ、主観的起算点から 3 年の通常の時効期間、客観的起算点から 10 年又は 30 年の最長の時効期間（生命、身体、健康又は自由の侵害による損害賠償請求権は、損害惹起行為時から 30 年）を組み合わせた二重時効モデルが採用され、かつ、性的自己決定権侵害による請求権の消滅時効は、被害者が 21 歳になるまで⁷、加害者が家族共同体の一員である場合には家族共同体が終了するまで停止するとの規律が設けられたとされる⁸。

さらに、教会関係の寄宿舎で聖職者等から性的虐待の被害に遭った多数の者が過去の被害を告発し、社会問題化したことに端を発し、2013 年には、故意による生命、身体、健康、自由又は性的自己決定権侵害による請求権については、客観的起算点から 30 年という単一の時効期間の規律が設けられ、主観的起算点から 3 年の通常の時効期間には服さないこととなったとされる。なお、故意による性的自己決定権侵害だけでなく、故意による生命、身体、健康、自由の侵害についても主観的起算点からの時効に服さないこととされたのは、性的虐待を伴わない児童虐待や、そうであってもこのような法益の侵害を受けた成人の被害者が損害賠償請求権を 3 年以内に行使用することについて、同様に精神的な諸困難が存在すると考えられたためであるとされる⁹。

- (2) 既判力をもって確定された請求権については、時効期間は判決確定等の時から 30 年であるとされる¹⁰。

2 韓国

韓国では、不法行為による損害賠償請求権の時効期間は、主観的起算点から 3 年、

⁷ なお、ドイツの成人年齢は 18 歳であるから、成人年齢より 3 年後まで時効の進行を停止させることとなる。

⁸ 齋藤由起「ドイツの新消滅時効法－改正時の議論を中心に」金山直樹編『別冊 NBL No.122 消滅時効法の現状と改正提言』（商事法務、2008 年）156～160 頁。

⁹ 松本克美「人格的利益侵害の損害賠償請求権の消滅時効」立命館法学 387・388 号（2019 年）399、400 頁。

¹⁰ 齋藤・前掲注 8）159 頁

客観的起算点から 10 年であるが、2020 年の改正により、未成年者に対する性的侵害による損害賠償請求権の消滅時効は、被害者が成年（韓国では満 19 歳）になるまで停止するとの規律が設けられたとされる¹¹。

3 フランス

- (1) フランスでは、2008 年から施行された「民事時効改正に関する 2008 年 6 月 17 日の法律」により、時効制度が改められ、人身損害から生じた賠償を目的とする民事責任訴権は、最初の損害又は深刻化した損害が確定した時から 10 年（ただし、拷問、野蛮行為、暴力又は未成年者に対する性的侵害を原因とする民事責任訴権は 20 年）で時効にかかるとの規律が設けられたとされる¹²。

また、未解放未成年者及び後見に付された成年者に対しては、時効は進行を開始せず、又は停止するとされる¹³。

- (2) 執行力ある判決等による債務名義（執行力ある公正証書は除く）は、10 年間執行できるとされる¹⁴。

第 3 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効制度の在り方

1 消滅時効期間の統一及び規律の統合について

(1) 平成 29 年改正時の議論状況

ア 前記第 1 の 1(2)のとおり、平成 29 年改正により、一般債権の原則的な消滅時効について、主観的起算点から 5 年、客観的起算点から 10 年との規律が設けられたが、法制審議会民法（債権関係）部会（以下「債権関係部会」という。）においては、一般債権と不法行為による損害賠償請求権とで、時効期間と起算点の枠組みがおおむね共通のものとなることから、不法行為による損害賠償請求権も含めて時効期間の単純化・統一化を図り、第 724 条を削除することについて議論がされた。

しかし、委員からは、不法行為による損害賠償請求権と契約から生じる債権とでは、その発生原因が異なるのであるから、時効期間が異なるのは不自然ではないなどの理由から、消滅時効の統合に反対する意見が述べられ¹⁵、最終的には、

¹¹ 松本・前掲注 9) 405 頁。松本克美「児童期性虐待被害と民事消滅時効」立命館法学 417・418 号（2024 年）278 頁。

¹² 金山直樹=香川崇「フランスの新時効法—混沌からの脱却の試み」金山直樹編『別冊 NBL No.122 消滅時効法の現状と改正提言』（商事法務、2008 年）165～167 頁

¹³ 松久三四彦「総括」金山直樹編『別冊 NBL No.122 消滅時効法の現状と改正提言』（商事法務、2008 年）203 頁

¹⁴ 金山=香川・前掲注 12) 169 頁

¹⁵ 債権関係部会第 74 回会議議事録 17、18 頁

客観的起算点からの時効期間を統一することについてコンセンサスが得られる可能性は低いなどとして、第 724 条を削除して一般債権と不法行為による損害賠償請求権の消滅時効を統合することについては、今後の検討課題とされ、平成 29 年改正では取り上げないこととされた¹⁶。

イ また、債権関係部会では、不法行為による損害賠償請求権の原則的な短期消滅時効期間が、一般債権の短期消滅時効期間よりも短くなることについて合理的な説明は困難であり、不法行為による損害賠償請求権の短期消滅時効期間も 5 年として、短期消滅時効期間を統一する案が有力に主張され¹⁷、支持を集めていたが、なお反対意見もあったことなどから、短期消滅時効期間の統一は見送られ、今後の検討課題とされた¹⁸。

(2) 考えられる規律の在り方

債権関係部会における審議のとおり、一般債権と不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間の統一及び規律の統合は、将来の不法行為法改正の際の検討課題として指摘されている¹⁹。

ア 短期消滅時効期間の統一について

短期消滅時効期間の統一の当否を検討するに当たっては、不法行為による損害賠償請求権の原則的な短期消滅時効期間が、一般債権の短期消滅時効期間よりも 2 年短いことについての合理的な理由の有無や、生命又は身体以外の侵害の場合に、不法行為による損害賠償請求権の短期消滅時効期間を 3 年から 5 年に伸長することの不都合の有無が問題となり、第 724 条が主観的起算点から 3 年の短期消滅時効を設けた趣旨（第 1 の 2(1)ア）等も踏まえた検討をすることが必要であると考えられる。

また、仮に不法行為による損害賠償請求権の原則的な短期消滅時効期間を 5 年とする場合には、前記第 1 の 2(2)の趣旨から、短期消滅時効期間を原則の 3 年から 5 年に伸長した第 724 条の 2 の取扱いについても検討する必要がある。

人の生命又は身体を害する損害賠償請求権について消滅時効期間の特則を設けた趣旨からすると、消滅時効期間はさらに長く設定する必要があるとの指摘もあり²⁰、債権関係部会においても、短期消滅時効を 10 年とする案が提案されていた

¹⁶ 債権関係部会第 79 回会議「部会資料 69A」11 頁

¹⁷ 債権関係部会第 88 回会議議事録 43～47 頁

¹⁸ 債権関係部会第 92 回会議「部会資料 80-3」2 頁

¹⁹ 松久三四彦「不法行為時効の立法的課題」現代不法行為法研究会編『別冊 NBL No.155 不法行為法の立法的課題』（商事法務、2015 年）246～249 頁

²⁰ 山本敬三『民法講義I 総則（第 4 版）』（有斐閣、2026 年）736 頁、松岡久和ほか編『改正債権法

ことからすれば²¹、不法行為による損害賠償請求権の原則的な短期消滅時効期間を 5 年とした上で、人の生命又は身体を害する損害賠償請求権の短期消滅時効期間を 5 年から更に伸長することが考えられる。債権関係部会において、軽微な身体侵害の場合も含めて 10 年にするのは長すぎるとの反対意見もあり²²、最終的に 5 年案が採用されるに至ったとの経緯も踏まえると、期間を伸長する代わりに、特則の対象となる請求権の範囲について、ドイツ法やフランス法のように、被侵害利益のみならず、加害者の主観的態様を含む侵害態様等から限定を加えることも考えられる。

他方で、同一の交通事故など、一つの不法行為で人損と物損が生じた場合に、人損と物損とで時効期間に差が生ずるのは合理的でないという考え方からすれば、不法行為による損害賠償請求権の短期消滅時効期間はやはり一律 5 年とするのが相当であるということになるとも考えられる。

イ 長期消滅時効期間の統一について

一般債権と不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の規律を統一すべきであるとの立場に立つ場合には、長期消滅時効期間の統一についても課題になると考えられ、債権関係部会でも議論されていることがうかがわれる。

仮に長期消滅時効の統一について検討する場合の方向性としては、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の長期消滅時効期間は基本的に維持しつつ、原則的な長期消滅時効期間を 10 年とする形で、一般債権との統一化を図ることが一応考えられる。もっとも、第 724 条が不法行為による損害賠償請求権の長期消滅時効期間を一般債権の原則的期間である 10 年よりも長い 20 年とした趣旨は前記（第 1 の 2(1)イ）のとおりであり、期間にこのような差があること自体は基本的には合理的なものとして理解されてきたことなども踏まえると、これを短縮して一般債権と統一化する合理性について慎重な検討が必要であると考えられる。

ウ 消滅時効の規律の統合について

消滅時効の規律の統合²³については、現行の第 166 条第 1 項と第 724 条とでは、

コンメンタール』(法律文化社、2020 年) 988 頁

²¹ 債権関係部会第 79 回会議議事録 17、21 頁。第 88 回会議議事録 38～42 頁

²² 債権関係部会第 79 回会議議事録 17、18 頁

²³ 消滅時効の規律の統合を内容とする立法提案としては、平成 29 年改正前のものでは、金山直樹編『別冊 NBL No.122 消滅時効法の現状と改正提言』(商事法務、2008 年) 303、304 頁、松久三四彦『時効制度の構造と解釈』(有斐閣、2011 年) 584～589 頁があり、平成 29 年改正後のものでは、平野裕之「「生命又は身体」侵害による損害賠償請求権と消滅時効」藤原正則ほか編『松久三四彦先生

主観的起算点における主観の主体や、主観的起算点及び客観的起算点の表現が異なっていることから、これらの統一の可否が検討課題になると指摘されている²⁴。

(7) 主観的起算点における主観の主体について

現行法では、一般債権の場合は、主観的起算点における主体が「債権者」とされているのに対し（第 166 条第 1 項第 1 号）、不法行為による損害賠償請求権の場合は、「被害者又はその法定代理人」とされている（第 724 条第 1 号）。第 166 条第 1 項第 1 号について、代理の場合には、法定代理か任意代理かにかかわらず、代理人が「権利を行使することができること」を知っていれば、債権者本人がその認識を欠いていたとしても、消滅時効の進行が認められると解すれば²⁵、一般債権と不法行為による損害賠償請求権とで実質的な差異はないと考えられるが、不法行為による損害賠償請求権について、権利不行使による消滅時効の不利益を被害者本人に帰せしめるには、被害者本人の主観に限定するのが妥当であるとの指摘もある²⁶。

(4) 主観的起算点の表現について

平成 29 年改正前の第 724 条前段（現行の第 724 条第 1 号）の「損害及び加害者を知った時」について、判例は、被害者において、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知った時を意味し²⁷、被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいい²⁸、損害が不法行為によって生じたものであることについても知ることが必要である²⁹、とする。また、判例は、加害行為が継続することによって損害が継続的に発生する場合（不法占有や騒音被害等）には、各損害が発生したことを知った時から別個に時効が進行するとし³⁰、受傷から相当期間経過後に受傷時に予見し得なかった後遺症が発症した場合には、受傷の時点では時効は進行しないとする³¹。

第 166 条第 1 項第 1 号の主観的起算点も債権者の現実的な権利行使の機会を確保する趣旨で設けるものであることから、第 724 条前段の主観的起算点と全

古稀記念 時効・民事法制度の新展開』（信山社、2022 年）144～146 頁などがある。

²⁴ 松久・前掲注 19) 247、248 頁

²⁵ 山本・前掲注 20) 722 頁、佐久間毅『民法の基礎 1 総則 [第 5 版]』（有斐閣、2020 年）414 頁

²⁶ 松久・前掲注 19) 247 頁

²⁷ 最判昭和 48 年 11 月 16 日民集 27 卷 10 号 1374 頁

²⁸ 最判平成 14 年 1 月 29 日民集 56 卷 1 号 218 頁

²⁹ 大判大正 7 年 3 月 15 日民録 24 輯 498 頁

³⁰ 大連判昭和 15 年 12 月 14 日民集 19 卷 24 号 2325 頁

³¹ 最判昭和 42 年 7 月 18 日民集 21 卷 6 号 1559 頁

く同じ趣旨に基づくものであるとして、上記判例の解釈は、第 166 条第 1 項第 1 号の主観的起算点の解釈にも基本的に妥当すると解されている。そして、上記判例の解釈を前提に、第 166 条第 1 項第 1 号の「権利を行使することができることを知った時」とは、債権者が、債権の発生を基礎づける事実や、権利行使の相手方である債務者を現実認識した時をいうと解されている³²。

このように、第 166 条第 1 項第 1 号と第 724 条第 1 号は主観的起算点の解釈は基本的に共通しており、これを踏まえて主観的起算点を統一することも検討する意義があると考えられる。

(ウ) 客観的起算点の表現について

第 166 条第 1 項第 2 号の「権利を行使することができる時」は平成 29 年改正前の第 166 条第 1 項と同じ文言であるところ、判例は、同項の「権利を行使することができる時」とは、単に権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることも必要であるとし³³、じん肺を発症した労働者が安全配慮義務の債務不履行による損害賠償を請求した事案においては、同損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けた時から進行し³⁴、じん肺によって死亡した場合の損害については、死亡の時から進行するとする³⁵。そして、平成 29 年改正で二重期間構成が採用され、新たに主観的起算点が導入されたことによっても、この「権利を行使することができる時」の解釈には影響が及ぶものではないと解されている³⁶。

他方、第 724 条第 2 号の「不法行為の時」について、判例は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後損害が発生する場合に

³² 債権関係部会第 88 回会議「部会資料 78A」6、7 頁、第 92 回会議議事録 22 頁、筒井・村松・前掲注 6) 55 頁

³³ 最大判昭和 45 年 7 月 15 日民集 24 卷 7 号 771 頁、最判平成 8 年 3 月 5 日民集 50 卷 3 号 383 頁

³⁴ 最判平成 6 年 2 月 22 日民集 48 卷 2 号 441 頁

³⁵ 最判平成 16 年 4 月 27 日集民 214 号 119 頁。なお、同判決は、管理二の行政上の決定を受けた後、10 年以上を経過してからじん肺により死亡した元従業員に関し、管理二に相当する病状に基づく損害賠償請求権は、時効により消滅しているから、認容すべき慰謝料額は、じん肺による死亡に基づく損害の慰謝料相当額から管理二に相当する病状に基づく損害の慰謝料相当額を控除した金額とすべきであるとの主張に対し、原審は元従業員の損害を、管理二に相当する病状に基づく損害とは別個のものであるとして、これを、じん肺による死亡それ自体に係る損害として評価して賠償額を定めたものであり、そのような場合についてまで、消滅時効に係る慰謝料相当額を控除しなければならないものではないと判示している。

³⁶ 債権関係部会第 79 回会議「部会資料 69A」11 頁、山本・前掲注 20) 717 頁

は、損害の全部又は一部が発生した時が起算点となるとしており³⁷、不法行為の成立要件を満たし、客観的に権利行使が可能となった時が起算点になると考えられる。

このように、判例によれば、第 166 条第 1 項第 2 号と第 724 条第 2 号の客観的起算点の解釈も実質的には共通していると考えられることも可能であり、これを踏まえ、その文言を統一することも検討する意義があると考えられる。その際、客観的起算点に関する従来判例法理が過不足なく説明可能かどうかは、更に検討する必要がある。

(I) 判例法理について

前記(イ)及び(ウ)のとおり、判例は、消滅時効の起算点について、加害行為の継続性や損害類型に応じて柔軟な判断を示している。起算点について、上記のとおり第 166 条第 1 項の規定に統一する場合には、これらの判例法理との関係で過不足なく説明可能か否か更に検討する必要があるが、一方で、現行規定を存置する場合においても、判例法理を明文化して、一般の国民にも分かりやすい規定とすることが考えられる³⁹。

なお、鉱業法（第 115 条第 1 項第 1 号）や大気汚染防止法（第 25 条の 4 第 1 号）、水質汚濁防止法（第 20 条の 3 第 1 号）、製造物責任法（第 5 条第 1 項第 1 号）は、損害賠償請求権の消滅時効の主観的起算点を「損害及び賠償義務者を

³⁷ 最判平成 16 年 4 月 27 日民集 58 巻 4 号 1032 頁。同判決は、あてはめにおいて、じん肺は、粉じんへの暴露が終わった後、相当長期間経過後に発症することも少なくないことから、じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害発生の時が起算点となると判示し、「最終の行政上の決定を受けた日又はじん肺を原因とする死亡の日」を除斥期間の起算点とした原審の判断を是認した。その後の公害訴訟の判例においても、客観的起算点を損害発生時とする判断がされている（最判平成 16 年 10 月 15 日民集 58 巻 7 号 1802 頁〔水俣病関西訴訟判決〕、最判平成 18 年 6 月 16 日民集 60 巻 5 号 1997 頁〔B 型肝炎訴訟判決〕）。

³⁸ 宮坂昌利「判解」最判解民事篇平成 16 年度（上）335 頁は、管理区分二～四に相当する病状に基づく各損害の質的な相違を根拠として「最終の行政上の決定時」を消滅時効の起算点と認めた平成 6 年判例（注 34）の趣旨は、除斥期間の起算点の議論にも妥当するとして、「損害の全部又は一部が発生した時」とは、「最初の行政上の決定時」ではなく、「最終の行政上の決定時（又は死亡時）」のことをいうとの理解が正当であるとする。松久・前掲注 23）493、494 頁は、同見解を前提とした上で、一部（各段階）ごとに起算点があるとしても、第一段階では請求せずに除斥期間経過後ないし消滅時効完成后に第二段階で初めて請求した場合でも、第二段階の損害について第一段階の損害相当額の賠償請求権が期間制限により消滅することはなく、第一段階の損害は控除されないと解すべきであるとする。

³⁹ 不法行為法研究会『日本不法行為法リステイメント』は、第 724 条前段の「知った時」を「確知した時」に、「加害者」を「賠償義務者」に改め、同条後段の「不法行為の時」を「損害の発生の時」に改めることや、「進行中の損害については、その進行がやんだ時」を時効の起算点とするとの規律や、「不法行為の継続により損害が継続して発生するとき」は、各損害につき個別に時効が進行するとの規律等を新たに設けることを提言しており、参考となる（不法行為法研究会『日本不法行為法リステイメント』（有斐閣、1988 年）153～158 頁）。

知った時」と規定している。また、鉱業法第 115 条第 3 項は、「進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する」と規定しており、製造物責任法第 5 条第 3 項は、長期消滅時効について、「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する」と規定している。

2 未成年者が性被害を受けた場合等の消滅時効の規律の在り方について

(1) 未成年者と消滅時効に関する現行法の規律

現行法は、未成年者が有する債権の消滅時効について、第 158 条で、未成年者又は成年被後見人に法定代理人がない場合及び未成年者又は成年被後見人が法定代理人に対して権利を有する場合の時効の完成猶予について規定しているが、その他には特別の規定を設けていない。

(2) 未成年者の性被害の特質

未成年者が性被害を受けた事案では、被害者が低年齢である場合には、被害者に性被害を受けたという認識自体がない場合も多く、そのほかにも、加害者からの脅しを伴う口止めや、羞恥心・罪悪感、記憶の抑圧等、様々な要因によって、未成年者の性被害は潜在化しやすいとされる。

また、低年齢時に家庭内で性虐待を繰り返し受けると短期記憶をつかさどる脳の海馬に損傷が生じ、解離性同一性障害や PTSD などの原因となることや、加害行為終了後も長期間にわたり、自殺願望、自傷行為、自殺未遂、引きこもり、対人恐怖、予期不安、性的逸脱行動等を惹起することなどが知られている。このように、未成年者の性被害は、被害が深刻化・長期化しやすいとされる⁴⁰⁴¹⁴²。

⁴⁰ 松本「児童期性虐待被害と民事消滅時効」・前掲注 11) 257～260 頁

⁴¹ 一般社団法人が実施した性被害の実態調査WEBアンケート（法務省・性犯罪に関する刑事法検討会第 7 回会議山本潤委員提出資料「性被害の実態調査 アンケート 公訴時効についての報告」

[<https://www.moj.go.jp/content/001331610.pdf>]によれば、「挿入を伴う被害」において、被害後すぐに「被害」だと認識できなかった件数は、回答 1274 件中 810 件 (63.6%)、「被害」だと認識できなかった場合に被害の認識までにかかる年数は、平均 7.46 年、「挿入を伴う被害」において、被害に遭った後、被害に遭った経験の一部あるいは全てについて記憶をなくしていた、あるいは思い出せなかった時期があった件数は、回答 1274 件中 263 件 (20.6%)、「一部あるいはすべてについて記憶を無くしていた、あるいは思い出せなかった」と回答した場合に、記憶が戻るまでの年数は、平均 10.8 年であった。

⁴² 法務省・性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」(令和 2 年 3 月) 7、8 頁によれば、内閣府が平成 29 年 12 月に実施した調査では、回答の有効回収数 3376 人(女性 1807 人、男性 1569 人)のうち、4.9%(女性 7.8%、男性 1.5%)が過去に「無理やりに性交等された被害経験」があるとされ、そのうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した者の割合は 56.1%(女性 58.9%、男性 39.1%)とされており、被害についてどこ(だれ)にも相談しなかった理由(複数回答可)につ

(3) 考えられる規律の在り方

ア 性的自由の侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間の明確化

現行法上、性被害を受けた被害者が P T S D などの精神疾患を発症した場合には、前記第 1 の 2(2)のとおり、「身体」の侵害として、損害賠償請求権の消滅時効期間は、主観的起算点から 5 年、客観的起算点から 20 年であるとされている。

他方で、精神的機能の障害までは認められない場合の消滅時効期間については、性的自由（性的自己決定権）の侵害が、「身体」の侵害に含まれるかという解釈に委ねられている。債権関係部会においては、性的自由の侵害や身体的自由の侵害、健康の侵害についても、消滅時効の特則を設ける趣旨（第 1 の 2(2)）が当てはまるとして、いずれも「身体」の侵害に含まれるものと理解する余地があるとの見解が示されてはいたものの⁴³、法的安定性の観点からは、性的自由に関する被侵害利益を明記することも考えられる（その場合の被侵害利益の表現については更に検討を要する。）。

イ 時効の進行停止等の規律

(ア) 未成年者の性被害の事案で、消滅時効又は除斥期間が争点とされた別紙の第 1 の裁判例をみると、被害者が性被害を受けたとの認識を欠く場合や、加害者に口止めをされていた場合、発症した精神疾患の原因が性被害にあるとの認識を欠く場合には、「損害…を知った」とはいえないとされるなど、被害者の権利保護を図る方向で、起算点の柔軟な解釈により救済がされている事案もあるものの、なお法的安定性の観点からは、明確な規律を定めるのが望ましいとも考えられる。

また、別紙第 1 の 1 の名古屋高裁判決を前提とすると、未成年者である被害者が法定代理人である親権者に被害事実を話さず、親権者が損害及び加害者を知ることができなかったときには、性被害の事案か否かにかかわらず、被害者が成年に達するまでは時効は進行しないことになるが、そもそも、同判決のような考え方が通説的見解であるかは明らかではない。また、被害者が親権者に被害事実を話したものの、親権者が諸事情を考慮して損害賠償請求を行わず、被害者が成年に達した後に自ら損害賠償請求をしたいと考えたとき

いては、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」が 52.2%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけたらと思ったから」が 28.3%、「そのことについて思い出したくなかったから」が 22.8%、「相談するほどのことではないと思ったから」が 20.7%、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」が 19.6%、「相談してもむだだと思ったから」が 19.6%とされている。

⁴³ 債権関係部会第 74 回会議「部会資料 63」10 頁。同様の見解として、山本・前掲注 20) 736 頁、酒井廣幸『〔民法改正対応版〕時効の管理』（新日本法規、2018 年）187、188 頁

には、すでに親権者が損害及び加害者を知った時から短期消滅時効期間が経過しているといった事態も想定される。

以上を踏まえると、未成年者の性的自由の侵害による損害賠償請求権について、時効の完成を阻害するような何らかの規律を設けることが考えられる。

- (イ) 考えられる規律としては、まず、ドイツ法や韓国法のような消滅時効の停止が挙げられる⁴⁴。

時効の停止は、停止事由の存続期間は時効期間に算入しない「進行停止」と、時効完成前の一定期間内に完成停止事由があるとその事由終了後一定期間時効完成が猶予される「完成停止」に大別され⁴⁵、前記第2のドイツ法や韓国法の消滅時効の停止は前者の「進行停止」に当たる。日本の民法には、後者の「完成停止」に当たるものとして、「時効の完成猶予」（第147条第1項、第158条等）は存在するが、「進行停止」の規律は存在せず、ドイツ法や韓国法のような制度を導入する場合には、民法に時効障害事由として新たなカテゴリーを設けることとなる。

平成29年改正の審議でも、当初は、時効の「進行停止」という新たなカテゴリーを設ける案が示されていたが⁴⁶、その際には、時効期間の計算が難しくなり、いつ時効が完成するかが不明確になるなどの反対意見があったところであり⁴⁷、そうした反対意見も踏まえた上で、時効の「進行停止」に関する規律を設けることの可否を検討する必要があると考えられる。

- (ウ) 時効の進行停止を新たな時効障害事由として導入する場合には、いつまで時効の進行を停止させるか（韓国法のように成年に達するまでとするか、ドイツ法のように成年に達してから一定年数が経過するまでとするかなど）、「家族共同体」の終了までという時効の進行停止事由を設ける場合には、それを具体的にどのように定めるかについても検討する必要がある。

また、対象を「性被害」に限定するか、それとも他の権利利益の侵害の場合も含めるのかも問題となる。例えば、未成年者に対する性的侵害が潜在化しやすいとされていることが、生命、身体への侵害にも全てではないとしても妥当し得る場合がある（いじめ事案などが想定される）とすれば、同様の措置を講ずることも検討する必要があると考えられる。

- (エ) その他の規律としては、被害者が未成年である場合には加害行為の終了時か

⁴⁴ 時効の停止に関する立法提案としては、松久・前掲注19) 250頁、松本・前掲注9) 408、409、412頁、松本「児童期性虐待被害と民事消滅時効」・前掲注11) 278、279頁がある。

⁴⁵ 松久・前掲注13) 201頁

⁴⁶ 債権関係部会第12回会議「部会資料14-2」22～30頁

⁴⁷ 債権関係部会第12回会議議事録36～39、41、42頁

ら被害者が 18 歳に達する日までの期間に相当する期間を通常の時効期間に加算することなども考えられる。

ウ 消滅時効期間の伸長又は短期消滅時効の不適用

知的障害のある成年者が入所している施設や職場等において、性被害や虐待を受けた裁判例⁴⁸では、被害者の中に、性的行為の意味を理解できていない者や、被害を言葉で伝えることが難しい者、加害者による支配の影響を受けやすい者等も存在すると考えられ、被害が潜在化しやすいという点で、未成年者の性被害と共通する面があるといえる。また、職場でのセクシャルハラスメントの事案等においても、職場での人間関係や人事上の不利益等を懸念して、退職するまで被害を訴えることが困難な場合等もあると考えられる。

そのため、上記イのような、未成年の被害者のみが対象となる方向性での規律の見直しだけではなく、成年の被害者の権利保障もより手厚くするような方向性での規律の見直しの要否についても、検討する必要があると考えられる。

考えられる規律としては、前記 1 (2) アとも関連するが、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の短期消滅時効期間を 10 年にすることや⁴⁹、ドイツ法のように、故意の性的自己決定権侵害等による損害賠償請求権については、短期消滅時効には服さないとするなどが挙げられる。

3 故意による生命侵害等の場合の規律の在り方について

(1) 刑事訴訟法の改正

平成 22 年に行われた刑事訴訟法の改正（同年法律第 26 号）では、犯罪被害者やその遺族を中心とした、殺人等の凶悪・重大な犯罪について公訴時効の撤廃を含む公訴時効期間の見直しを求める声の高まりや、科学捜査技術の開発・進歩等を背景に、これらの犯罪に対する適正な公訴権の行使を図る観点から、人を死亡させた罪のうち、法定刑に死刑が定められているものについては公訴時効の対象から除外し、法定刑に懲役又は禁錮が定められているものについては公訴時効期間を延長することを内容とする改正が行われた⁵⁰。

⁴⁸ 知的障害のある女性が、職場で性的暴行等を受けたとして、損害賠償を求めて訴えを提起し、消滅時効の成否が争われた事案として、水戸地判平成 16 年 3 月 31 日判タ 1213 号 220 頁。

⁴⁹ 性的自由に関する被侵害利益を明記することが考えられることは、前記アのとおり。

⁵⁰ 中山善房ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法〔第三版〕第 5 巻』（青林書院、2025 年）116、117 頁

(2) 考えられる規律の在り方

刑事訴訟法の改正による公訴時効の一部廃止等を考慮し、民事上も、故意による生命侵害の場合の特則を設けるかも検討課題になると指摘されている⁵¹。

平成 29 年改正時の債権関係部会においても、加害者が被害者を殺害して遺体を遺棄し、その 26 年後に被害者死亡の事実が発覚した事案（最判平成 21 年 4 月 28 日民集 63 巻 4 号 853 頁〔床下事件〕）を例に挙げて、長期消滅時効期間を 30 年にすることもあり得るとの問題提起がされていた⁵²。

もっとも、一般論として、長期消滅時効期間を伸長することについては、損害賠償請求の相手方となるのが加害者とされる者本人ではなくその相続人であるという事態が生ずる可能性が高まるところ、時間の経過によって証拠が散逸し、債務者とされる相続人の反証が困難になるなどの不利益が生じ得ることや、相続開始時に賠償責任を予見し得ず、相続放棄や限定承認をしなかった相続人が、高額な賠償責任の負担にさらされるおそれが現在よりも高まることなどの問題もあると考えられる。また、平成 21 年判例では、時効の停止（平成 29 年改正後は時効の完成猶予）の規定である「民法 160 条の法意」から、除斥期間の効果を制限して損害賠償請求権の行使が認められており、平成 29 年改正後においては、客観的起算点からの権利行使期間は消滅時効期間であるとされたことにより、床下事件のような事案では時効の援用を信義則違反や権利濫用によって制限することも可能となったと考えられる。そのため、長期消滅時効期間を現行の 20 年よりもさらに伸長することが必要かつ相当なのかについては、議論の余地があると考えられる。

長期消滅時効期間を伸長する場合には、その対象として、故意による加害行為であることを要求するか、生命以外の被侵害利益も含めるかなどが問題になると考えられる。

4 時効更新のための手続の負担について

確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は 10 年となる（第 169 条第 1 項）。

平成 29 年改正及び令和元年法律第 2 号による改正では、時効の更新のための手続として、民事執行法上の財産開示手続及び第三者からの情報取得手続が追加され（第 148 条第 1 項第 4 号）、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権の時効の更新の負担は相当程度軽減されたが、特に、犯罪被害者の場合には、判決確定後 10 年を経過

⁵¹ 松久・前掲注 19) 249、250 頁。金山直樹「床下事件を考える－民法 724 条後段論」淡路剛久先生古稀祝賀『社会の発展と権利の創造－民法・環境法学の最前線』（有斐閣、2012 年）516 頁

⁵² 債権関係部会第 74 回会議議事録 24 頁

しても損害賠償の支払がされないことも多く、それにもかかわらず、時効の更新のため裁判所において手続をとらなければならないこと自体に対する問題がなお指摘されている。

第 169 条第 1 項は、平成 29 年改正前の民法第 174 条の 2 第 1 項と同内容の規定であり、確定判決等により権利の存在が公に確定されたことに鑑み規定されたものであると説明されている⁵³。しかし、権利の存在につき強い証明力が与えられても、その後の弁済等による権利関係の曖昧化は時効期間の延長を伴わない更新事由である承認（第 152 条）の場合と基本的に異なる点はなく、第 169 条第 1 項により消滅時効期間が 10 年とされるのは、権利者のイニシアチブで裁判所の確定判決を得て権利の実現に近づけたところに求めるべきであるとの見解もある⁵⁴。同条の趣旨の理解によっても、判決等によって確定した権利の消滅時効の規律の見直しの要否や見直しの方向性は異なってくる可能性があると考えられる。

また、前記第 2 の 1(2)のとおり、ドイツ法では、判決により確定した債権の時効期間は 30 年とされているが、ドイツ法以外の外国法では、判決により確定した債権の時効期間は 10 年とするのが一般的であるともされる⁵⁵。そこで、諸外国の類似の制度やその趣旨についても参照する必要があると考えられる。

以 上

⁵³ 債権関係部会第 79 回会議「部会資料 69A」20 頁

⁵⁴ 佐久間毅編『注釈民法(3) 総則(3)』（有斐閣、2026 年）777 頁〔松久三四彦〕

⁵⁵ 松久・前掲注 13）204 頁

別 紙

参考判例及び裁判例

第 1 被害者が未成年者の事案で消滅時効又は除斥期間が争点とされた裁判例

1 主観的起算点からの消滅時効が争点となった裁判例

・大阪地判令和 4 年 11 月 14 日（令和 2 年（ワ）第 10111 号）

【事案】

原告が、小学生であった時に、兄弟である被告らから性暴力を受け、PTSDを発症するなど精神的苦痛を被ったとして、被告らに対し、慰謝料の支払を求めた事案。

【判旨】

「原告Aは、中学生になった頃、被告らから受けた性暴力行為の意味を認識したものの、被害に遭ったことを否定したり考えないようにしたりしていたこと、及び、被告Bから、「誰かに言ったら警察に捕まって二人とも死刑にされる」などと脅されていたこと等から、親その他周囲の人に対して相談や被害申告をしなかったことが認められる。また、原告Aは、自身の抑うつ気分、フラッシュバック等の症状について、令和元年 10 月 11 日に本件クリニックを受診するまで、心療内科等を受診したことはなく、それらの原因が被告らによる性暴力行為にあることを認識することができなかったことが認められる。これらの事情からすれば、原告Aは、中学生の頃には、自身の上記症状の存在を認識し、その限度で損害の発生を知ったと認められるものの、同症状が被告らによる不法行為により生じたものであるとの認識を有していたとまでは認められないから、その時点では、依然として加害者に対する賠償請求が事実上可能な程度に損害の発生を知ったとは認められない。」

・札幌高判平成 26 年 9 月 25 日判タ 1409 号 226 頁

【事案】

控訴人（原告）が、昭和 53 年 1 月から昭和 58 年 1 月にかけて（控訴人が 3 歳 10 か月から 8 歳 10 か月までの間）、叔父である被控訴人（被告）から、複数回にわたって性的虐待を受け、PTSD、離人症性障害及びうつ病等の精神障害を発症し、損害を被ったとして、被控訴人に対し、慰謝料等の支払を求めた事案。

【判旨】

「控訴人がうつ病を発症したのは平成 18 年 9 月頃と認められることは…のとおりであるが、当時、控訴人はうつ病による症状の原因が本件性的虐待行為であったことを認識していたとは認められないこと、平成 23 年 2 月 2 日に釧路赤十字病院の主治医に対し被控訴人から性的虐待行為を受けたことを初めて告白したこと、…は、同年 3 月 29 日付けで、控訴人が約 5 年前にうつ病を発症してから、その原因となるエピソードがないので不思議に思っていたが、控訴人が本件性的虐待行為を打ち明けたことから、それに起因するのではないかと考えに至

った旨の意見を、同病院のA医師に提供したことからすると、控訴人は、平成 23 年 2 月頃、うつ病の症状が被控訴人から本件性的虐待行為を受けたことによるものであると認識するに至ったものと認められる。そうすると、控訴人が、うつ病を発症したことによる損害について、加害者である被控訴人に対する損害賠償請求が可能な程度に損害及び加害者を知ったのは、平成 23 年 2 月頃と認めるのが相当である。」

・福岡高判平成 17 年 2 月 17 日判タ 1188 号 266 頁

【事案】

被控訴人（原告）が、小学生であった時に、養父であった控訴人（被告）からわいせつ行為、姦淫行為を受けたとして、控訴人に対し、慰謝料の支払を求めた事案。

【判旨】

「控訴人は、被控訴人が控訴人になつていることに乗じて、暴行や脅迫を用いることなく、当時 9 歳（小学校 4 年生）から 11 歳（同 5 年生）であった被控訴人に対し、わいせつ行為及び姦淫行為を行ったものであること、被控訴人は、控訴人に言われるまま、これらの行為に応じており、当初性器を触られたとき、「されていることは分かったけど、なんでしているのか分からなかった」と述べ、また、わいせつ行為や姦淫行為を母親に話さなかったのは「後ろめたさや知られたとき（お母さんが怒るのが）怖いと感じたからです。」と述べ、さらに、控訴人に対し訴訟を提起することについて、当初は賛成ではなかったが、被控訴人代理人弁護士らと話を重ねていく中で、控訴人に対し事実を認めて謝罪して欲しいと思うようになった旨述べていること（甲 1、被控訴人本人尋問の結果）、被控訴人を診察したメンタルクリニックの医師は、被控訴人は控訴人から愛情と区別しがたい関係性の中で被害を受けている（わいせつ行為等を愛情と混同していた）ため、自分を被害者と捉えることは困難なことであると考えられると述べていること（甲 6）などからすると、わいせつ行為等が行われた当時、それらの行為が嫌なことであるとか、子供心にそれが母親に対して後ろめたいことだという認識を持っていたことは窺えるが、それが違法なものであって損害賠償請求権を発生させるもの（不法行為を構成するもの）であるとの認識をもっていたと認めるのは困難である。…なお、刑法 176 条（強制わいせつ）及び 177 条（強姦）においては、13 歳未満の者について、暴行又は脅迫を用いなくても、同罪が成立するとしているのも、若年者には性的自由の意味することについて判断能力がないことを前提としているものとみることができるのであって、暴行、脅迫を用いないわいせつ行為や姦淫行為の被害については、特段の事情がない限り、早くても 13 歳になる（被控訴人の場合は平成 13 年 8 月 23 日）前には、不法行為を構成するとの認識をもつことは困難であると認めるのが相当である。」

・名古屋高判平成 19 年 9 月 26 日判時 2008 号 101 頁

【事案】

引きこもりの状態にあった当時未成年の原告が、親権者である母親の委託により、そのような児童等に対する矯正教育を標榜する被告会社の寮に無理矢理軟禁され、かつメディアに取材・放映されたとして、被告会社及びその主宰者に対し、慰謝料の支払を求めた事案。

【判旨】

「民法七二四条にいう「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれらを知った時を意味するが（最判昭和四八年十一月一六日民集二七卷一〇号一三七四頁参照）、被害者が未成年者の場合には、法定代理人が損害及び加害者を知った時を消滅時効の起算点とすべきである。」

2 除斥期間が争点となった裁判例

・札幌高判平成 26 年 9 月 25 日判タ 1409 号 226 頁（前記 1 の札幌高裁判決）

【事案】

前記 1 のとおり

【判旨】

「同条後段所定の除斥期間の起算点は「不法行為の時」とされているのであるから、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時が起算点になると解される。他方、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解するのが相当である…。…本件性的虐待行為を受け、PTSD及び離人症性障害を発症したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、被控訴人から本件性的虐待行為を受けた最終の時期である昭和 58 年 1 月上旬頃又はこれらの精神障害を発症した昭和 58 年頃を除斥期間の起算点と認めるのが相当である。また、摂食障害を発症したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、同障害による損害がその性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に発生する場合に該当するとしても、遅くとも控訴人が高等学校在学中の平成 2 年末頃を除斥期間の起算点と認めるのが相当である。…うつ病を発症したことによる損害は、その損害の性質上、加害行為である本件性的虐待行為が終了してから相当期間が経過した後に発生したものであり、かつ、それまでに発生していた PTSD、離人症性障害及び摂食障害に基づく損害とは質的に全く異なる別個の損害と認められるから、除斥期間の起算点は損害の発生した時、すなわち、うつ病が発症した時である平成 18 年 9 月頃というべきである。…以上の検討結果をまとめると、本件性的虐待行為を受け、PTSD、離人症性障害及び摂食障害を発症したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権は、民法 724 条後段所定の除斥期間の経過により消滅しているが、うつ病を発症したことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権については、除斥期間が経過していないといえることができる。」

第2 消滅時効に関する主な判例法理

1 第724条

(1) 短期消滅時効について

ア 「加害者を知った時について」

・最判昭和48年11月16日民集27巻10号1374頁

【判旨】

「民法七二四条にいう「加害者ヲ知リタル時」とは、同条で時効の起算点に関する特則を設けた趣旨に鑑みれば、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するものと解するのが相当であり、被害者が不法行為の当時加害者の住所氏名を的確に知らず、しかも当時の状況においてこれに対する賠償請求権を行使することが事実上不可能な場合においては、その状況が止み、被害者が加害者の住所氏名を確認したとき、初めて「加害者ヲ知リタル時」にあたるものというべきである。」

イ 「損害…を知った時」について

・最判平成14年1月29日民集56巻1号218頁

【判旨】

「民法724条は、不法行為に基づく法律関係が、未知の当事者間に、予期しない事情に基づいて発生することがあることにかんがみ、被害者による損害賠償請求権の行使を念頭に置いて、消滅時効の起算点に関して特則を設けたのであるから、同条にいう「損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するのが相当である（最高裁昭和45年（オ）第628号同48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1374頁参照）。…被害者が、損害の発生を現実認識していない場合には、被害者が加害者に対して損害賠償請求に及ぶことを期待することができないが、このような場合にまで、被害者が損害の発生を容易に認識し得ることを理由に消滅時効の進行を認めることにすると、被害者は、自己に対する不法行為が存在する可能性のあることを知った時点において、自己の権利を消滅させないために、損害の発生の有無を調査せざるを得なくなるが、不法行為によって損害を被った者に対し、このような負担を課することは不当である。他方、損害の発生や加害者を現実認識していれば、消滅時効の進行を認めても、被害者の権利を不当に侵害することにはならない。」

・大判大正7年3月15日民録24輯498頁

【判旨】

「民法第七百二十四条ニ所謂損害ヲ知ルトハ単純ニ損害ヲ知ルニ止マラス加害行為ノ不法行為ナルコトヲモ併セ知ルノ意ナリト解ス可キナリ」

・大連判昭和 15 年 12 月 14 日民集 19 卷 24 号 2325 頁

【判旨】

「工作物ヲ所有スルニ因リ他人ノ土地ヲ不法ニ占有スルカ如キ継続的不法行為ニ基ク損害賠償請求權ニ在リテハ民法第七百二十四条前段所定ノ消滅時効ハ右行為ニ因リ日々発生スル損害ニ付キ被害者之ヲ知リタル時ヨリ各別ニ進行スルモノトス」

・最判昭和 42 年 7 月 18 日民集 21 卷 6 号 1559 頁

【判旨】

「被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その損害と牽連一体をなす損害であって当時においてその発生を予見することが可能であったものについては、すべて被害者においてその認識があったものとして、民法七二四条所定の時効は前記損害の発生を知った時から進行を始めるものと解すべきではあるが、本件の場合のように、受傷時から相当期間経過後に原判示の経緯で前記の後遺症が現われ、そのため受傷時においては医学的にも通常予想しえなかったような治療方法が必要とされ、右治療のため費用を支出することを余儀なくされるにいたった等、原審認定の事実関係のもとにおいては、後日その治療を受けるようになるまでは、右治療に要した費用すなわち損害については、同条所定の時効は進行しないものと解するのが相当である。」
 けだし、このように解しなければ、被害者としては、たとえ不法行為による受傷の事実を知ったとしても、当時においては未だ必要性の判明しない治療のための費用について、これを損害としてその賠償を請求するに由なく、ために損害賠償請求権の行使が事実上不可能なうちにその消滅時効が開始することとなって、時効の起算点に関する特則である民法七二四条を設けた趣旨に反する結果を招来するにいたるからである。」

(2) 平成 29 年改正前の除斥期間について

・最判平成 16 年 4 月 27 日民集 58 卷 4 号 1032 頁

【判旨】

「民法 724 条後段所定の除斥期間の起算点は、「不法行為ノ時」と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきで

ある。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。」

2 第 166 条

・最判平成 6 年 2 月 22 日民集 48 巻 2 号 441 頁

【判旨】

「じん肺は、肺内に粉じんが存在する限り進行するが、それは肺内の粉じんの量に対応する進行であるという特異な進行性の疾患であって、しかも、その病状が管理二又は管理三に相当する症状にとどまっているようにみえる者もあれば、最も重い管理四に相当する症状まで進行した者もあり、また、進行する場合であっても、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けてからより重い決定を受けるまでに、数年しか経過しなかった者もあれば、二〇年以上経過した者もあるなど、その進行の有無、程度、速度も、患者によって多様であることが明らかである。そうすると、例えば、管理二、管理三、管理四と順次行政上の決定を受けた場合には、事後的にみると一個の損害賠償請求権の範囲が量的に拡大したにすぎないようにみえるものの、このような過程の中の特定の時点の病状をとらえるならば、その病状が今後どの程度まで進行するのかはもとより、進行しているのか、固定しているのかすらも、現在の医学では確定することができないのであって、管理二の行政上の決定を受けた時点で、管理三又は管理四に相当する病状に基づく各損害の賠償を求めることはもとより不可能である。以上のようなじん肺の病変の特質にかんがみると、管理二、管理三、管理四の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべきであり、最初の軽い行政上の決定を受けた時点で、その後の重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が発生していたとみることは、じん肺という疾病の実態に反するものとして是認し得ない。これを要するに、雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けた時から進行するものと解するのが相当である。」

・最判平成 16 年 4 月 27 日集民 214 号 119 頁

【判旨】

「じん肺によって死亡した場合の損害については、死亡の時から損害賠償請求権の消滅時効が進行すると解するのが相当である。」

以 上